


平成 29 年 5 月 25 日

学校法人 稲置学園
理事会 御中
評議員会 御中

学校法人 稲置学園

監事 松川 治彦 

監事 野田 政仁 

監事 林 幹 

監 査 報 告 書

私たち監事は、私立学校法第 37 条第 3 項及び学校法人稲置学園寄附行為第 16 条の規定に基づき、学校法人稲置学園の平成 28 年度（平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで）の業務並びに財産の状況について監査した。

私たちは監査に当たり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な会議議事録や決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人及び内部監査部門と連携し、財産の状況や計算書類等について検討するなど、必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人稲置学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関する不正の行為、または、法令もしくは寄附行為に違反する重大な事実はないものと認める。

以上